

政府による緊急の過剰米処理も含めた抜本的な対策の実施を求める意見書

米価の下落傾向が一層強まっており、平成26年産米の価格は、平成25年産米の価格と比べて大幅に下落し、近年にない低価格となった。

平成26年産から米の直接支払交付金が半減され、米価変動補填交付金も事実上廃止された下で、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価が更に暴落するなら、再生産が根底から脅かされることになる。とりわけ、担い手層の経営への打撃は計り知れないものがある。

政府は、主食用米から飼料用米への転換を、助成金を増額して誘導しているが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、実需者とのマッチング、貯蔵・調整施設等が未整備であり、生産現場で十分な対応ができない事態にある。

そもそも、この間の米価の下落は、政府が、平成25年11月28日公表の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を策定した際、平成26年6月末の在庫が平成24年6月末の在庫に比べて75万トンも増える見通しを認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにある。また、「攻めの農政改革」で、平成30年に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけている。

主食の米の需給と価格の安定を図るのは政府の重要な役割である。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に過剰米処理も含めた抜本的な対策を実施することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月23日

茨城県つくばみらい市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣